

ヤマト運輸株式会社に対する「勧告」(概要)

荷主

運送業務を発注

ヤマト運輸株式会社
【元請事業者】

下請取引

自社が請け負った
運送業務を再委託

全国の複数の拠点(東北、関東、北陸信越、中部、近畿、中国、九州運輸局管内)において、

- ・ 長時間の荷待ち
- ・ 契約にない附帯業務
- ・ 運賃・料金の不当な据置き
- ・ 過積載運行の指示
- ・ その他の無理な配送依頼が発生している疑いあり

トラック事業者
【下請事業者】

運送先

要請 (R4.11)

- ・ 過積載運行の指示を実施している疑いがあることから、違反原因行為の是正を要請
- ・ 要請後、改善計画を提出し、同計画に基づく取組により一定の改善を確認

- ・ トラックGメンによる関係省庁と連携したヒアリング
- ・ トラック事業者への全数調査 等

勧告 (R6.1.26)

- ・ 依然として違反原因行為に係る情報が相当数寄せられたことを踏まえ、要請後もなお違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認め、違反原因行為をしないよう勧告し、その旨公表
- ・ 違反原因行為の早急な是正を促すとともに、改善計画の提出を指示

※勧告後の対応

- ・ ヤマト運輸株式会社が改善計画を提出 (R6.2)
- ・ 今後の取組状況については、トラックGメンによるヒアリングや現地訪問等を通じてフォローアップ継続
- ・ 改善が図られない場合、更なる法的措置の実施を含め、厳正に対処

<参考> 貨物自動車運送事業法附則第1条の2第4項

国土交通大臣は、当分の間、前項の規定による要請を受けた荷主がなお違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があるとき、当該荷主に対し、違反原因行為をしないよう勧告することができる。